

定期監査報告書

第1 監査の対象及び期日

リサイクル推進部・下水道部【明細は別表のとおり】

第2 監査に当たった監査委員

竹内 道宏，長谷川 威，原 勲，原田 龍五

第3 監査の方法

今回の監査は、主として令和元年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

リサイクル推進部

[児島衛生センター]

1. し尿処理手数料について

し尿処理手数料について、臨戸訪問など収入未済額縮減に向けての努力が見られるが、依然として収入未済額が多額となっているので、受益者負担の見地からも引き続き収入未済額の縮減を図られたい。また、現年度分についても滞納繰越とならないよう取り組まれたい。

下水道部

[下水普及課]

1. 下水道使用料について

下水道使用料について、徴収業務の大半を水道局に委託しており、滞納繰越額は年々減少している。滞納整理強化期間を設けて徴収に取り組むなどの収納努力は窺えるが、依然として収入未済額は多額となっているので、受益者負担の公平性及び収入確保の見地から、水道局等との連携を図りながら、引き続き未収金の早期収納に努力されたい。

2. 下水道受益者負担金について

下水道受益者負担金について、徴収努力が認められるが、滞納繰越分の収入未済は依然として多額となっているので、分納誓約や納付相談を積極的に行うなど、負担の公平性及び収入確保の見地から未収金の収納に努められたい。

別表

監査の対象	監査の期日	監査の対象	監査の期日
リサイクル推進部		下水道部	
産業廃棄物対策課	令和2年3月3日	下水経営計画課	令和2年3月10日
一般廃棄物対策課	令和2年3月5日	下水普及課	令和2年3月6日
倉敷環境センター	令和2年3月2日	下水建設課	令和2年3月10日
水島環境センター	令和2年3月2日	下水施設課	令和2年3月13日
児島衛生センター	令和2年3月3日	倉敷下水処理場	令和2年3月12日
児島環境センター	令和2年3月2日	水島下水処理場	令和2年3月6日
玉島環境センター	令和2年3月3日	児島下水処理場	令和2年3月5日
環境施設室	令和2年3月9日	玉島下水処理場	令和2年3月13日
東部埋立事業所	令和2年3月12日	(注) 真備下水処理場は除く	
災害廃棄物対策室	令和2年3月9日		